

(設置)

第1 人口急減・超高齢化という大きな課題に対応し、我が県の各地域がそれぞれの特長を活かして自律的で持続的な社会を創生するため、「宮城県地方創生推進本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョンに関すること。
- (2) 地方版総合戦略に関すること。
- (3) その他、地方創生に関すること。

(構成)

第3 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総理し、会議を主宰する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部会議に付すべき事項についてあらかじめ調整検討する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長及び副幹事長の職務並びに幹事会の会議については、第3第2項及び第3項並びに第4の規定を準用する。
- 5 第2項の規定にかかわらず、緊急を要し幹事会を開催するいとまがない場合その他特別の事情があると認められる場合には、幹事長は、幹事会を開催することなく、副幹事長の補佐のもとに、本部会議に付すべき事項について調整検討することができる。

(プロジェクトチーム)

第6 幹事会には、特定の事項を調査検討又は特定の事業を推進するため、必要に応じプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームの設置、運営等については、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7 本部の庶務は、震災復興政策課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

区 分	職 名
本 部 長	知事
副本部長	第一順位の副知事 第二順位の副知事
本 部 員	公営企業管理者
〃	教育長
〃	総務部長
〃	震災復興・企画部長
〃	環境生活部長
〃	保健福祉部長
〃	経済商工観光部長
〃	農林水産部長
〃	土木部長
〃	会計管理者
〃	出納局長
〃	企業局長
〃	警察本部長

別表 2 (第 5 関係)

区 分	職 名
幹 事 長	震災復興・企画部長
副幹事長	震災復興・企画部次長
幹 事	総務部次長
〃	環境生活部次長
〃	保健福祉部次長
〃	経済商工観光部次長
〃	農林水産部次長
〃	土木部次長
〃	出納局次長
〃	企業局次長
〃	教育次長
〃	警察本部警務部警務課長

備考：次長職にあつては、技術担当職にある者を含む。